

腐り切った組織の実態を継続してウオッチする 第六十一弾

神社本庁再生への道—その二十四

田中—打田体制は崩壊へ—正常化陣営は総力を挙げて自浄と改革へ突き進め

東京地裁で不当判決

昨年五月に開催された評議員会で、神社本庁の新しい理事が選任された。その後の臨時役員会で鷹司統理は、神社本庁を正常化するために、十数名の理事の中から新総長に芦原高穂氏(北海道・旭川神社宮司)を指名した。しかし田中前総長は、総長指名は役員会の議決がなければ無効であると主張し、新総長が決まらないなら規則の定めにより前任者が「なほ在任」しているとして、事実上総長の座に居座り続けてきた。

この理不尽な手口に対し芦原理事は、自分が総長の地位にあることの確認を求める訴えを東京地裁に起こしていたが、昨年十二月二十二日、芦原理事の請求を棄却する判決が下された。明らかでない不当判決である。

藤原登 (フリーライター)

事は当然、控訴すると思われる。最終的に田中前総長側は、司法機関は平気でウソをつく人間たちには決して甘くないことを思い知るようになるだろう。

田中体制の二十年間で起きたこと

田中「なほ在任」総長は、副総長も二期六年歴任している。副総長就任は平成十六年であるから、田中—打田体制は実に二十年近く続いてきたことになり、その間、神社界では様々な事件が起こった。

▼平成十六年(田中氏副総長就任) 明治神宮が神社本庁を離脱。▼平成二十一年 大分・宇佐神宮で離脱騒動が勃発。▼平成二十二年(田中氏総長就任) 明治神宮が神社本庁を離脱。▼平成二十八年 百合丘職舎売却問題が、初めて評議員会で追及される。▼平成二十九年 富岡八幡宮が神社本庁を離脱。百合丘職舎売却問題を巡り内部告発に関った職員二人を懲戒処分したが、職員らは地位保全を求めて神社本庁を提訴。同年末、富岡八幡宮元宮司による、姉である現宮司の惨殺事件が発生。

▼平成三十年 田中総長が理事会で辞意を表明するも後に撤回。▼令和二年 地位保全裁判の地裁判決(三月)及び控訴審判決(九月)で、神社本庁は全面敗訴。▼令和四年 地位保全裁判で最高裁は上告を棄却。神社本庁の全面敗訴で裁判終結(四月)。

▼令和五年 地位保全裁判で最高裁は上告を棄却。神社本庁の全面敗訴で裁判終結(四月)。

▼令和五年 地位保全裁判で最高裁は上告を棄却。神社本庁の全面敗訴で裁判終結(四月)。

とは異なる取扱いをしている全国に八万を数える神社の中で約三百五十社しかない有名神社が、計六社も離脱した。その内の二社が、田中前総長が庁長をつとめる京都府神社庁管内の神社だ。更には血生臭い大事件も含めて、問題が統発してきた。神社本庁は職員を自宅勤務体制とし、三月末から約二か月間、事務所を閉鎖。各県神社庁は相次いで本庁業務の正常化を要望。神社本庁の藤原理事(岩手県・盛岡八幡宮宮司)が自裁。愛知県的神職らが田中総長を背任容疑で刑事告発。香川県・金比羅宮が神社本庁を離脱。

▼令和三年 地位保全裁判の地裁判決(三月)及び控訴審判決(九月)で、神社本庁は全面敗訴。▼令和四年 地位保全裁判で最高裁は上告を棄却。神社本庁の全面敗訴で裁判終結(四月)。

しかし、仮に一番で芦原理事が勝訴したとしても、田中前総長は控訴して居座りを続けたことは間違いない。今、芦原理事及び鷹司統理をはじめとする正常化陣営にとって大切なことは、奇をてらわず着実に態勢を整えることだ。

神道人よ、起ち上げられ  
田中氏が副総長に就任する前年の平成十五年、神社本庁は原子力発電所の建設用地へ、神社所有地の売却を拒否していた山口県熊毛郡上関町・四代八幡宮の林春彦宮司を解任した。その

後、同神社が中国電力への境内地売却に同意したこと山口県は原発建設を認可し、工事が進められた。その後の東日本大震災を挟んだ経緯は省略するが、ここでは原発に対する賛成や反対の意見は、問題の本質ではない。最大の問題は、氏子の信任厚く、神社所有地の売却を拒否していた林宮司を神社本庁が一方的に解任したという事実だ。この時、神社本庁は自民党や中国電力に恩を売る代わりに、存立の原動力を投げ捨てたのだ。その神社本庁の姿勢が今や各地に波及し、討論を繰り返す作業を丹念に繰り返しながら、神社本庁の正常化に備えてほしい。その過程で必ず新しい

今、日本の国土に生をうけていく神道人の使命は、未来を担う人たちが大御心のもとに万民豊楽の世の中を織り成してゆくことができるよう、祈り続けることだ。それには、神社本庁自身

藤原 登 (ふじわら のぼる)  
昭和二十八年、東京に生まれる。昭和五十二年、専門学校卒業後、広告代理店勤務の傍ら、独学で歴史、宗教、哲学を学ぶ。現在は同人誌を中心に寄稿している。

身がこれまでの来し方を反省し、今日の社会において神社界が果たすべき役割を再確認した上で、それを具現化できる組織に生まれ変わる必要がある。今回の不当判決で神社本庁にそれを望むことは暫くお預けとなつてしまつたが、鷹司統理を支える「花菖蒲ノ会」の役割は極めて重要なものとなつた。同会より神社本庁の正常化に向けた決意が、改めて内外に示されるであろうが、事を無理に急いでほならない。地位や立場に拘らず意見を求め、開かれた場で議論を繰り返す、方向性を確認する作業を丹念に繰り返しながら、神社本庁の正常化に備えてほしい。その過程で必ず新しい